



国民健康保険 健康まもるくん

国民健康保険にご加入の皆さんへ

申・問 / 保険年金課 ☎463-0283

こんなときには国民健康保険の届け出を

国民健康保険に加入するとき

- ・ 転入したとき（他市町村の国民健康保険に加入していた場合）
- ・ 職場の健康保険などをやめたとき
- ・ 生活保護を受けなくなったとき
- ・ 被扶養者の方が扶養を外れたとき

国民健康保険をやめるとき

- ・ 他市町村へ転出したとき
- ・ 職場の健康保険などへ加入したとき
- ・ 死亡したとき
- ・ 生活保護を受け始めたとき
- ・ 後期高齢者医療制度の対象となったとき（75歳になって対象となる場合は届け出不要）

※手続きは、14日以内に届け出てください。

国民健康保険高齢受給者証を郵送します

7月下旬に世帯主の方に郵送します。発効期日から使用することができますので、医療機関などにかかるときは、国民健康保険被保険者証（保険証）と一緒に提示してください。

有効期限の切れた高齢受給者証をお持ちの方は、保険年金課までお返しいただくか、ご自分で廃棄してください。

※高齢受給者証は、70歳の誕生月の翌月（誕生日が1日の方は誕生月）から使用できます。新たに該当する方には随時郵送します。

高額療養費の自己負担限度額

同じ診療月に支払った医療費が限度額を超えた場合は、超えた分について通知をします。申請することで払い戻されます。また、「限度額（減額）適用認定証」の交付を受け医療機関に提示することで、医療機関での精算時に負担を軽減することができます。

平成31年度における、保険税の一世帯あたりの最高限度額が変わります

改正前…合計89万円

- 内訳：医療保険分…54万円
- 後期高齢者支援金等分…19万円
- 介護保険分…16万円

改正後…合計93万円

- 内訳：医療保険分…58万円
- 後期高齢者支援金等分…19万円
- 介護保険分…16万円

非自発的失業者に対する保険税の軽減措置があります

平成21年3月31日以降に離職した方で、雇用保険の特定受給資格者または、特定理由離職者として求職者給付を受ける方は、申請により軽減が受けられる場合があります。

該当の方は、前年の給与所得を100分の30として保険税が算出されます（離職から最長で2年度間有効）。

※雇用保険受給資格者証の離職理由が11・12・21・22・23・31・32・33・34に該当する方が対象です。

申込時に必要なもの / 雇用保険受給資格者証・本人確認の出来るもの



保険税の軽減措置が拡大されます

政令等の一部改正により、平成31年4月1日から別表①のとおり5割・2割軽減判定所得が変更されました。軽減措置を受けるための申請は不要ですが、世帯主および同一世帯内の被保険者が住民税等の申告をしていることが条件となります。

別表① 軽減判定所得の基準額

	改正前基準額（平成30年度）	改正後基準額（平成31年度）
5割軽減	33万円+27万5千円×被保険者数	33万円+28万円×被保険者数
2割軽減	33万円+50万円×被保険者数	33万円+51万円×被保険者数

後期高齢者医療保険にご加入の皆さんへ

申・問／保険年金課 ☎463-1928

基準収入額適用申請

病院等の窓口で支払う自己負担の割合が3割と判定された方でも、前年の収入の合計額が、基準収入額未満の方は1割負担に変更できる場合があります。該当された方には、基準収入額適用申請書を郵送しますので申請してください。

限度額適用認定証等

限度額適用認定証等は、入院や高額な外来診療の際に提示すると、支払い額が自己負担限度額までとなります。

すでに限度額適用認定証等をお持ちの方で、次の所得区分に該当した場合は、新しい認定証を7月下旬までに発送します。

なお、新しく認定証の交付を希望される方は、申請が必要です。

【限度額認定証等を発行できる所得区分】

- ① 1割の被保険者証をお使いの方のうち、所得区分が低所得Ⅰ・Ⅱ（同じ世帯の全員が住民税非課税）の方
- ② 3割の被保険者証をお使いの方のうち、所得区分が現役並み所得Ⅰ・Ⅱの方

新しい後期高齢者医療被保険者証を郵送します

被保険者証の有効期限が到来するため、新しい被保険者証を7月中旬に簡易書留で送付します。記載内容に間違いがないか確認のうえ、8月1日以降にご使用ください。有効期限の切れた被保険者証をお持ちの方は、保険年金課までお返しただくか、お手数ですがご自分で廃棄してください。

保険料の軽減措置が拡大されます

平成31年4月から別表①のとおり5割・2割軽減判定所得が変更されました。軽減措置を受けるための申請は不要ですが、世帯主および同一世帯内の被保険者が住民税等の申告をしていることが条件となります。

※詳しくは、被保険者証に同封の「後期高齢者医療制度のてびき」・「75歳以上で年金が80万円以下の皆様へ」や納入通知書等に同封の「保険料のしおり」をご覧ください。

保険料の均等割額の軽減割合が変わります

本来7割軽減の対象の方は、これまで軽減特例措置として均等割額の9割または8.5割が軽減されてきましたが、段階的に軽減特例措置が別表②のとおり縮小・廃止されることとなりました。また、被用者保険の被扶養者であった方は、均等割額は引き続き5割が軽減されますが、今年度以降は加入後2年を経過する月までが5割軽減となります。なお、所得割額は引き続きかかりません。

別表② 均等割額の軽減割合

同一世帯内の被保険者および世帯主の総所得金額等の合計額	均等割額の軽減割合				
	本来の軽減割合	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)
33万円以下	7割	8.5割	8.5割	7.75割	7割
うち、同一世帯内の被保険者全員が年金収入80万円以下（他の各種所得なし）		9割	8割	7割	